○総務省告示第百二十一号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
一　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条の規定による無線局の免許が有効であること	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「災害救助法適用区域」という。）内を免許人の住所又は無線設備の設置場所（移動する無線局にあっては、常置場所、主たる停泊港又は定置場）とする無線局（放送局を除く。）の免許人であって、平成二十三年三月十一日から同年八月三十日までの間に免許の有効期間が満了するもの	平成二十三年八月三十一日
二　電波法第二十七条の十三の規定による特定基地局に係る開設計画の認定が有効であること	災害救助法適用区域内を認定開設者の住所又は特定基地局の無線設備の設置場所とする認定開設者であって、平成二十三年三月十一日から同年八月三十日までの間に認定の有効期間が終了するもの	平成二十三年八月三十一日
三　電波法第二十七条の十八の規定による無線局の登録が有効であること	災害救助法適用区域内を登録人の住所又は無線設備の設置場所（移動する無線局にあっては、常置場所）とする無線局の登録人であって、平成二十三年三月十一日から同年八月三十日までの間に登録の有効期間が満了するもの	平成二十三年八月三十一日
四　電波法第三十八条の二の二の規定による登録証明機関の登録が有効であること	災害救助法適用区域内を登録証明機関の住所とする登録証明機関であって、平成二十三年七月二十四日までに登録の有効期間が終了するもの	平成二十三年八月三十一日
五　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十七条の規定により再免許の申請を行うことができること	災害救助法適用区域内を免許人の住所又は無線設備の設置場所（移動する無線局にあっては、常置場所、主たる停泊港又は定置場）とする次に掲げる無線局の免許人 1　アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、特定実験試験局及び免許の有効期間が一年以内である無線局であって、平成二十三年四月十一日から同年九月三十日までの間に免許の有効期間が満了するもの 2　1以外の無線局であって、平成二十三年六月十一日から同年十一月三十日までの間に免許の有効期間が満了するもの	平成二十三年八月三十一日
六　無線局免許手続規則第二十五条の十四の規定により再登録の申請を行うことができること	災害救助法適用区域内を登録人の住所又は無線設備の設置場所（移動する無線局にあっては、常置場所）とする無線局の登録人であって、平成二十三年四月十一日から同年九月三十日までの間に登録の有効期間が満了するもの	平成二十三年八月三十一日
七　電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第三十九条第二項の規定により電気通信主任技術者資格者証の交付の申請を行うことができること	災害救助法適用区域に居住する者であって、平成二十三年二月十四日付けで電気通信主任技術者試験に合格したもの	平成二十三年八月三十一日
八　工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第三十七条第二項の規定により工事担任者資格者証の交付の申請を行うことができること	災害救助法適用区域に居住する者であって、平成二十二年十二月二十日付けで工事担任者試験に合格したもの又は平成二十二年十二月十二日から平成二十三年三月十七日までの間に工事担任者の養成課程を修了したもの	平成二十三年八月三十一日

附　則

1　一の項の規定により無線局の免許の有効期間が延長された期間又は三の項の規定により無線局の登録の有効期間が延長された期間における電波法第百三条の二第一項に規定する応当日については、同項に規定する起算日には該当しないものとする。

2　一の項の規定による免許の有効期間の延長があった無線局について再免許を付与するとき、又は三の項の規定による登録局について再登録をするときは、一の項の規定による免許又は三の項による登録の有効期間の延長はなかったものとする。

○総務省告示第百二十二号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条第一項の規定に基づき、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第六十八号）第一条第一項に規定する選挙の期日においては平成二十三年東北地方太平洋沖地震の影響のため選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村を次のように指定する。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

茨城県

水戸市

○消防庁告示第二号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示し、平成二十三年四月一日から施行する。なお、平成十三年三月二十九日消防庁告示第九号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十六条第二項の規定に基づき、行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び同条第一項第十号の帳簿の閲覧所を定めた件）は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年三月三十一日

消防庁長官　久保　信保

事務所	所在地
総務省情報公開閲覧室	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎二号館
消防大学校庶務課	東京都調布市深大寺東町四丁目三十五番三号